

## 漢語動詞「制す」の成立

——中国文献の動詞「制」字との意味の比較をとおして——

柚木 靖史

## 一 はじめに

本稿は、「制」という漢字漢語を語幹とする漢語動詞「制す」を取り上げ、中国文献の動詞「制」字と意味を比較することに<sup>1)</sup>より、「制す」の成立過程について明らかにすることを目的とする。

「制す」は、資料1に示すように『源氏物語』において、使用

【資料1】『源氏物語』の一字漢語サ変動詞と用例数

念	67	奏	60	誦	48	具	36	怨	34	屈	25	領	24	啓	15
調	15	制	12	請	8	信	7	臆	6	興	4	困	4	講	3
孝	3	辞	3	拜	3	秘	3	弄	3	先	2	練	2	按	1
要	1	勘	1	感	1	死	1	動	1	難	1	梢	1	服	1
用	1	論	1	和	1										

数が十二例で、一字の漢字漢語からなる漢語動詞の使用数としては十位に位置づけられる。本稿では、『源氏物語』のような和文において「制す」という漢語動詞がなぜ必要であったのか、また、「制す」はどのようにして成立したのかということについても言及したい。

ただ、「制す」の成立過程を考えるにあたり、漢字と語との違いを考慮する必要がある。漢字は文字であり、語とは異なる。例えば、「制」が、「ツクル」と読まれたのであれば「ツクル」という和語動詞となり、「制」が「セイス」と読まれたのであれば「セイス」という漢語動詞となる。この違いを区別しながら考察するには、個々の動詞「制」字の読みを確定しなければならぬ。しかし、それは実際には不可能であるので、訓点資料を用いながら、動詞「制」字の読みについて、可能な限り解決しようとした。したがって、本稿では、訓点資料における動詞「制」についても、意味と読みの面から考察している。

このように、中国文献の動詞「制」字と、『日本書紀』や『古事記』の動詞「制」字、さらに『源氏物語』の「制す」を互いに直接比較することは、方法上難しい点も存するのであるが、「制す」は、中国語の「制」と何らかの関係があることがまずは想定できるので、訓点資料も含め、できるだけ多くの用例に拠りながら、最終的には、『源氏物語』の「制す」の成立過程について考えることとした。

## 二 古代中国文献における動詞「制」字

まず、『漢書』『史記』『文選』を対象に、中国文献における動詞「制」字の意味を確認しておきたい。これら三文獻は、いずれも、上代から中古にかけて、日本の文学作品に影響を与えたことが知られている。

まず、『字統』の記述から、漢字辞書での、「制」字の意味の説明内容について、確認しておく。『字統』によれば、「会意未と刀とに従う。未は枝葉の茂る木の形。その枝葉を刀（リ）で切りそろえるを制という。制裁とは切り絶つ意。（途中略す）『淮南子、主術訓』に「猶巧工の木を制するがごときなり」とあり、「木を制する」ことが字の原義。それよりして規制・制定・制圧・制裁の意となり、すべて製作のことをいう字となる。天子の命を制といい、勅許を制可という。（後略す）」とある。<sup>(2)</sup>

の説明によると、「制」の意味は本来、木を切りそろえるという意味を原義とし、そこから「規制・制定・制裁」の意味が生じたということである。また、「制」は、「規制・制定・制裁」といったいくつかの意味に分かれるが、すべて「製作」という意味で共通しているということも指摘している。

### 二—一 『漢書』の「制」

『漢書』で使われている動詞「制」字には、次に示すように「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」の意味がある。<sup>(3)</sup>「器」などの物品を対象とする「制」を「制作する」という意味と判断し、「法律」を対象とする「制」を「制定する」、「国などの状態」を対象とする「制」を「制御する」、「敵国、敵人」を対象とする「制」を「制圧する」という意味と判断した。形のある物品を対象とすれば「制作する」の意味になり、法律のように形がなく、人民を律する内容の文章を対象とするときには、「制定する」の意味になる。また、治める国の諸侯や臣下の者たちを対象とするときは「制御する」の意味になり、「敵国の人々」を対象とするときには「制圧する」の意味になる。また、「制作する」「制定する」と、「制御する」「制圧する」の意味は、たがいに無関係ではなく、材料や法律を作り変えるのが「制作する」「制定する」の意味であり、国内や国外の状態を保持したり、作り変えたりすることが「制御する」「制圧する」の意味で

ある。このように考えると、「対象を主体の思いどおりに保ったり、作り変えたりする」というのが、動詞「制」字の共通する意味であり、「対象」が変わることによって、「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」の意味になると考えられる。

(1) 「制作する」という意味の「制」

1 夫推曆生律制器、規圓矩方、權重衡平、準繩嘉量、探  
 隕索隱、鈎深致遠、莫不用焉。(漢書 卷二十一 律歷志  
 第一上 232頁下右2行目)

2 制十二筩以聽鳳之鳴、其雄鳴為六、雌鳴亦六、比黃鐘  
 之宮、而皆可以生之、是為律本。(漢書 卷二十一 律歷  
 志第一上 233頁上右11行目)

1は、「律呂は、曆の十二支から器を制作し、規で円形を、矩で方形を作った」という内容で、「制」の意味は、「制作する」である。2は、「十二の竹筩を制作して、法王の声を聴く」という内容で、「制」の意味は、「制作する」である。

(2) 「制定する」という意味の「制」

1 叔孫通制禮儀陸賈造新語。(漢書 卷一下 高帝紀 48

頁上右6行目)

2 蓋聞古者祖有功而宗有德、制禮樂各有由。(漢書 卷五  
 景帝紀 61頁上右9行目)

3 諸侯王列侯使者侍祠天子所獻祖宗之廟。請宣布天下。  
 制曰可。(漢書 卷五 景帝紀 61頁下右6行目)

4 稽諸往古、制宜於今。(漢書 卷六 武帝紀 70頁上  
 左7行目)

1は、「叔孫は礼儀の法を制定した」という内容で、ここでの「制」の意味は、「制定する」である。2は、「古に礼樂を制定した」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。3は、「景帝が詔を制定して、許可した」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。4は、「貨幣の制度を今の実情に合わせて制定した」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。

(3) 「制御する」という意味の「制」

1 故惠帝拱己、高后女主制政、不出房闈。(漢書 高后紀  
 第三 53頁上左1行目)

2 高帝王子弟、地犬牙相制、所謂盤石之宗也、天下服其  
 疆。(漢書 文帝紀第四 553頁下左6行目)

- 3 制節謹度以防奢淫、為政所先、百王不易之道也。(漢書 哀帝紀第十一 103頁上左3行目)
- 4 威武者、文德之輔助也。夫文之所加者深、則武之所服者大、德之所施者博、則威之所制者廣。(漢書 刑法志第三 267頁下右1行目)

1は、「高后は女性の君主として、政を制御した」という内容で、「制」の意味は、「制御する」である。2は、「お互いの領地が犬の牙のように入り組み、お互いに制御し合っている」という内容で、「制」の意味は、「制御する」である。3は、「節を制御し度を慎む」という内容であることから、「制」の意味を「制御する」とした。4は、「威武は文徳の補助であり、文の加えるところは深く、武の服従させるところは大である。徳の施すところは博く、威の制御するところは広い」という内容で、「制」の意味は、「制御する」と考えられる。

(4) 「制圧する」という意味の「制」

- 1 弘羊難、以為此國家大業、所以制四夷、安邊足用之本、不可廢也。(漢書 食貨志第四 299頁下右1行目)
- 2 形勢者、雷動風舉、後發而先至、離合背鄉、變化無常、以輕疾制敵者也。(漢書 芸文志第三十 430頁上左11行)

目)

- 3 趙南據大河、北有燕代、楚雖勝秦、不敢制趙、若不勝秦、必重趙。(漢書 陳勝項籍傳第一 436頁上左9行目)
- 4 秦有餘力而制其弊、追亡逐北、伏尸百萬、(漢書 陳勝項籍傳第一 444頁下右3行目)

1は、「四方の夷国を制圧し、辺境を穏やかにする」という内容で、「制」の意味は「制圧する」である。2は、「身軽に早く敵を制圧する」という内容で、「制」の意味は「制圧する」である。3は、「趙は南に大河、北に燕があるので、楚が秦に勝っても、趙を制圧しようとはしない」という内容で、ここでの「制」の意味は「制圧する」である。4は、「秦は余力を持って、疲弊した諸国を制圧した」という内容で、「制」の意味は「制圧する」である。

## 二―二 『史記』の「制」

次に、『史記』に使われている動詞「制」字の意味について検討する。<sup>(4)</sup>

『史記』の動詞「制」字には、次に示すように、「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」の意味がある。これは、先に述べた『漢書』の動詞「制」字の意味と一致する。

(1) 「制作する」という意味の「制」

- 1 築長城、因地形用制險塞。(史記十 列伝三 蒙恬列伝 第二十八 3頁4行目)

1は、「蒙恬は、地形を利用して堅固な要塞を制作した」という内容で、ここでの「制」の意味は、「制作する」である。

(2) 「制定する」という意味の「制」

- 1 戴時以象天、依鬼神以制義、治氣以教化、潔誠以祭祀。(史記一 本紀 五帝本紀第一 34頁5行目)
- 2 改法度、制正朔矣。(史記一 本紀 周本紀第四 154頁1行目)
- 3 制曰可。(史記一 本紀 秦始皇本紀第六 347頁12行目)
- 4 蓋聞、古者祖有功、而宗有德、制礼樂、各有由。(史記二 本紀 孝文本紀第十 669頁2行目)

1は、「帝が鬼神を敬う純真な心で、鮮卑の理を制定した」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。2は、「武王が、正朔(暦)を制定した」という内容で、「制」の意味は、

「制定する」である。3は、「始皇帝が、李斯の進言した刑罰の法を可として制定した」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。4は、「礼樂を制定する」という内容で、「制」の意味は、「制定する」である。

(3) 「制御する」という意味の「制」

- 1 昔者五帝、地、方千里、其外侯服・夷服、諸侯或朝或否、天子不能制。(史記一 本紀 秦始皇本紀第六 322頁3行目)
- 2 吳起・孫臏・帶佗・兒良・王廖・田忌・廉頗・趙奢之朋制其兵。(史記一 本紀 秦始皇本紀第六 397頁8行目)
- 3 秦有余力而制其敵、追亡逐北、伏尸百万、流血漂鹵。(史記一 本紀 秦始皇本紀第六 399頁2行目)
- 4 吾聞、先即制人、後則人所制。(史記二 本紀 項羽本紀第七 424頁3行目)
- 5 制国有常。利民為本。(史記六 世家 趙世家第十三 620頁5行目)

1は、「昔、五帝は、千里四方を支配していたが、領内の諸侯を制御できなかつた」という内容で、ここでの「制」は「制御

する」という意味である。2は、「呉起・孫臏・帶佗・兕良・王廖・田忌・廉頗・趙奢の同胞たちが、兵を制御した」という内容で、ここでの「制」は、「制御する」という意味である。3は、「余力のある秦は、敗れた諸侯を思うままに制御した」という内容で、「制」は「制御する」という意味である。4は、「先んずれば人を制御し、後れば人に制御される」という内容で、「制」は「制御する」という意味である。5は、「制」の対象が「国」の例であるが、「国を制する」とは、「国政に関わる諸侯や人民を制御する」ということであるとするならば、このような「制」も「制御する」の意味としてよいであろう。

(4) 「制圧する」という意味の「制」

- 1 及至秦王、統六世之余烈、振長策而御宇内、吞二周而亡諸侯、履至尊而制六合、(史記一 本紀 秦始皇本紀第六 399頁8行目)
- 2 趙、南扼大河、北有燕・代、楚雖勝秦、不敢制趙。(史記七 本紀 陳涉世家第十八 900頁2行目)
- 3 秦再勝而趙三勝。秦・趙相斃、而王以全燕制其後。(史記八 蘇秦列伝第九 229頁5行目)
- 4 北收上郡、南取漢中、包九夷、制鄢・郢、東扼成皋之險、(史記九 李斯列伝第二十七 456頁1行目)

1は、「秦王に至って、六合すなわち天地、四方を制圧した」という内容で、「制」の意味は、「制圧する」である。2は、「楚が秦に勝ったとしても、楚は趙を制圧しない」という内容で、ここでの「制」の意味は、「制圧する」である。3は、「燕は、無傷のまま、趙や秦の後方を制圧している」という内容で、「制」の意味は、「制圧する」である。4は、「秦の恵王は、九の夷国を包囲し、鄢・郢を制圧した」という内容で、「制」の意味は、「制圧する」である。

以上のように、『史記』の「制」の意味は、『漢書』の「制」の意味と一致するのであるが、次のように「制止する」の意味にも解することができる例もある。後述するが、『源氏物語』の「制す」は、「制止する」である。『源氏物語』の「制す」が、なぜ「制止する」の意味なのかということについて考えるうえで、このような例は重要である。

- 1 當是時、晋国政皆決知伯、晋哀公不得有所制。(史記五 世家 晋世家第九 400頁10行目)

1は、「晋の国政は皆知伯が決し、哀公はこれを制することができなかつた」という内容である。ここでの「制」の意味は、哀公が国政を制御できなかつたとして、「制御する」という意味であると考えられるが、知伯の行為を制止することができな

かったという内容としても理解できる。このように理解すれば、「制」の意味は、「制止する」であるとも解することができる。ただし、恐らくは、他の中国文献の「制」の意味を参考にすると、1の「制」は「制御する」の意味と考えるのが妥当であろう。

二―三 『文選』の「制」

次に『文選』で使われた動詞「制」字の意味について確認する。<sup>(5)</sup>『文選』の「制」の意味としては、次に示すように、「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」「禁止する」という意味がある。「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」という意味は、先に述べた『漢書』『史記』の「制」の意味と一致する。

(1) 「制作する」という意味の「制」

〈物品―布製のもの〉

- 1 張大侯、制五正、設三乏、「尸+非」司旌。(賦篇上 東京賦 167頁4行目)
  - 2 況初制於甚泰、服者焉能改裁。(賦篇上 東京賦 84頁5行目)
- 〈物品―樂器〉

- 3 昔包義作琴、神農造瑟、女媧制簧、暴辛為埴。(賦篇下 長笛賦 301頁1行目)

- 4 徒觀其制器也、則審洪纖、面短長。(賦篇下 笙賦 325頁5行目)

〈計畫書〉

- 5 或足食閔中、或成軍河内、或制勝帳幄、或門人加親。(文章篇上 為范尚書讓吏部封侯 第一表 366頁1行目)

〈建物〉

- 6 其制宅、却阻長堤、前臨清渠、百木幾於万株、流水周於舍下。(文章篇中 思婦引序 499頁4行目)

〈樂曲〉

- 7 儻古人之情、有同於今、故制此曲。(文章篇中 思婦引序 500頁7行目)

〈区域〉

- 8 長江制其区宇、峻山帶其封域。(文章篇下 弁亡論下 282頁5行目)

1の「制」は、「制作する」という意味で、ここでは「布を裁って作る」ことを表わす。「大射の礼のために、五采の正色を配した布を的に合わせて裁って制作した」という内容である。2の「制」も「制作する」という意味で、ここでは「初代の天子の功績は、はじめに服を大きく制作するようなものだ」とい

う内容である。3の「制」も「制作する」という意味である。ここでの行為の対象は、「簧」である。用例中に「制」と類義の意味を表わす「作」「造」「為」が使われている。4の「制」も「制作する」の意味で、例文の内容は、「制作された笙の本体をみれば、繊細で正確である」である。5の「制」も「制作する」の意味で、内容は、「張良が帳幄内で勝利に至る計画書を制作した」である。6の内容は、「邸宅を制作するにおよび、邸宅の後ろに長い堤を控え、邸宅の前には、清流が流れるところを選び、たくさんの木を植え、邸宅に流水を引き入れた」ということを示し、ここでの「制」も、「制作する」という意味である。7の内容は、「古人も故郷に帰ることを望んでおり、今の私もこれと心境が同じなので、私もこの曲を制作した」ということを示し、ここでの「制」も、「制作する」という意味である。8の内容は、「長江の複数の流れが、土地を区切り、それぞれの土地を制作する」というのであろう。

(2) 「制定する」という意味の「制」

- 1 皇朝以治定制礼、功成作楽、思我民誉、緝熙帝凶。(文章篇中 王文憲集 552頁8行目)
- 2 稷嗣制礼、下肃上尊。(文章篇中 漢高祖功臣頌 593頁4行目)

3 子真著崇讓而莫之省、子雅制九班而不得用。(文章篇下 晉紀総論 72頁7行目)

1の「制」は、「制定する」という意味である。対象は「楽」で、「梁王朝において礼楽が制定された」という内容である。2の「制」は、対象を「礼」とし、意味は「制定する」である。3の「制」は、対象を「九班」とし、意味は「制定する」である。「九班」とは「九班の制度」のことをいう。

(3) 「制御する」の意味の「制」

- 1 珮以制容、鑿以節塗。(賦篇上 東京賦 181頁8行目)
  - 2 然則是所重者、在乎色樂珠玉、而所輕者、在乎民人、此非所以跨海内、制諸侯之術也。(文章篇中 上書秦始皇 7頁9行目)
  - 3 伏惟聖武英挺、略不世出。料敵制變、万里無差。(文章篇中 奏彈曾景宗 86頁3行目)
  - 4 料敵制勝、威謀靡亢。(文章篇中 趙充國頌 568頁6行目)
- 1の「制」は、「制御する」という意味である。「腰につけた珮は、歩く姿勢を制御する」という内容である。2の「制」も



「制御する」という意味である。「皇帝が諸侯を制御する」という内容を示す。3の内容は、「明主は危機的状态について検討するにあたり、敵の状态の変化を制御するものだ」で、ここでの「制」の意味も「制御する」である。4の「制」は、「勝」を対象として、「制御する」という意味を表すと考えられる。「勝を制する」という表現は現在でも使われ、「勝を自分のものとする」といった意味である。「自分のものとする」といっても、「制」に「所有する」という意味は無く、本来は「制御する」(自分の思いのままの状態にする)という意味であろう。

これらの「制御する」という意味の「制」は、行為の対象として、「体の状態」「敵の状態」といったものごとの状態や「諸侯」といった人を取り、行為の対象として取る語が一定しないのであるが、「秩序の乱れる可能性のあるものごと」という点で、行為の対象の特徴が共通する。すなわち、1の行為の対象の「歩く状態」は放っておくと「乱れがちなものごと」であり、2の行為の対象の「諸侯」も、放っておくと「乱れがちなものごと」とである。「制御する」という意味を表す動詞「制」字は、「乱れがちなものごと」を対象に取るという特徴を有する。

(4) 「制圧する」という意味

1 可以従服九国、横制八戎。(文章篇上 七命八首 174頁)

14 行目)

2 今天子新抚先帝之遗業、左制閩中、変権易勢。(文章篇中 上書呉王 19頁2行目)

3 今大王已去千里之国、而制於十里之内。(文章篇中 上書重諫呉王 53頁12行目)

4 況乎代主制命、自下財物者哉。(文章篇中 豪士賦序 505頁5行目)

1の「制」は、「制圧する」という意味である。用例の内容は、「縦横に、九の国を服従させ、八つの戎国を制圧する」というものである。2の例は、「景帝が閩中を制圧する」という内容を示し、ここでの「制」も、「制圧する」という意味である。3の例は、「漢の景帝が呉の領土の十里四方を制圧している」という内容を示し、ここでの「制」の意味も、「制圧する」である。4の例は、「臣下が天子の命を制圧し、自らが人民に命令を下す」という内容を示し、「制」の意味は、「制圧する」と考えてよいかと思われる。

これら、「制圧する」という意味を示す動詞「制」字は、行為の対象として国などの領地や帝の命令など、人民を治める内容に関わるものごとを対象にとる。

以上、『文選』の動詞「制」字には、「制作する」「制定する」「制御する」「制圧する」の意味があり、『漢書』『史記』の動詞

「制」字の意味と一致する。

ただし、次のような例は、中国文献の他の例を参考にすれば、「制御する」という意味に解することができるが、「禁止する」という意味にも解することができる。

1 雖区分之在茲、亦禁邪而制放。(賦篇下 文賦 251頁10行目)

1の用例の内容は、「文章ではいつわりを語る文を禁じ、放縱を制御すべきである」というものである。この「制」は「制御する」という意味としても解することができるが、「禁邪」と「制放」を関連づけるならば、ここでの「制」を「禁止する」の意味として解することもできる。

### 三 『古事記』『日本書紀』の動詞「制」字

#### 三―一 『古事記』

『古事記』の動詞「制」字は、「制御する」という意味で使われている。<sup>(6)</sup>

(1) 「制御する」という意味

1 定境開邦、制于近淡海。(42頁10行目 序)

1の例は、「成務天皇が境を定め国を開き、近江で天下を制御した」という内容である。ここでの「制」に対し、『古事記総索引 本文篇』<sup>(7)</sup>では、「ヲサム」「セイス」の読みを併記する。この動詞「制」字は、先の中国文献の「制」の意味に照らして考えると、「制御する」の意味として考えてよいであろう。

このように、『古事記』の動詞「制」字は、中国文献の『漢書』『史記』『文選』の「制」と同じ意味で使われていると考えられる。

#### 三―二 『日本書紀』

『日本書紀』の動詞「制」字は、「禁止する」「制圧する」「制定する」という意味で使われている。<sup>(8)</sup> これらの意味は、中国文献の動詞「制」字にも認められたものである。

(1) 「禁止する」という意味の「制」

1 於是海神制曰、「爾口女從今以往不得吞餌。又不得預天孫之饌。」(1冊目 168頁14行目)

2 庚寅、詔諸国曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻穽、及施機槍等之類。(3冊目 362頁6行目 卷二十九 天武天皇四年)

(2) 「制圧する」という意味の「制」

3 長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。(2冊目 312頁5行目)

4 又制任那、障而勿遣。(2冊目 390頁7行目)

5 夫君於天地之間而宰万民者、不可独制。(3冊目 138頁9行目 孝德天皇大化2年)

6 若不置南韓郡領・城主、修理防護、不可以禦此強敵、亦不可以制新羅。(2冊目 400頁6行目)

(3) 「制定する」という意味の「制」

7 制曰、可、乃召公卿・百寮於近飛鳥八鈞宮、即天皇位。(2冊目 240頁12行目)

8 制礼以告成功、作樂以彰治定。(2冊目 340頁1行目)

9 是歲、制七色十三階之冠。(3冊目 166頁6行目 孝德天皇大化3年)

10 二月、制冠十九階。(3冊目 170頁6行目 孝德天皇)

大化3年)

11 庚申、勅制僧尼等威儀及法服之色、并馬・從者往来巷閭之狀。(3冊目 292頁8行目 天武天皇8年)

1の内容は、「海神が口女に、『これからは釣りの餌を食べてはならず、天孫と一緒に食事をしてはいけない』という禁例を出した」という内容である。ここでの動詞「制」字に対し、『国史大系』では、「セム」と読む。『新編日本古典文学全集』も、「制」の意味を「禁令を出す」という意味としている。中国文献の『漢書』『史記』には、「制曰」という表現が多数存し、それらの意味は、すべて「制定する」という意味である。このような中国文献の例を参照すると、この例も「制定する」の意味と解することができる。中国文献の「制曰」の後続する内容は、「可」、すなわち「可とする」が多く見られ、臣下の進言に対して帝がそれを認めて、法律として公布するという内容を示す。1の例は、「制曰」の内容が、禁止に関わる内容なので、「禁止する」「禁令を出す」といったような意味になるが、基本的には、後に掲げる「制定する」の意味と同じである。<sup>9)</sup>2の例の「制」は、「漁や獵をするときに、檻や落とし穴、仕掛けや武器を造ることを禁止する」という内容で、「制」の意味は「禁止する」である。『新編日本古典文学全集』は、この説を取り、「禁ずる」と現代語訳している。しかし、この「制」も、後に掲げる「制

御する」の意味としても、解することができる。すなわち、漁や獵をする者に対して、仕掛けや武器を造ることを制御したという内容である。

これら1、2の動詞「制」の意味を「禁止する」として考え得るならば、「制止する」という意味に限定して使われる『源氏物語』の「制す」につながる例ということになる。しかし、恐らくは、これら1、2の例も、「制定する」「制御する」という中国文献の動詞「制」字の意味を受け継いでいるとするのが妥当であろう。仮に、「禁止する」の意味と考えられたとしても、『源氏物語』の「制す」のような、「人が相手の行為を口頭で留める」という意味は、1、2の「制」には認められない。1、2は、いずれも、「法を制定し、対象となる集団の行為を制御する」という意味である。

3の例の「制」は、『国史大系』では、「カトル」と読む。ここでは、前の「制」が「継体天皇が長門以东を制圧する」ことを言い、後の「制」が「大連が筑紫以西を制圧する」ことを言う。4の例の「制」も、『国史大系』では、「カトル」と読む。ここでは、移那斯・麻都が任那を制圧するという内容である。5の例の「制」は、「二人で国を制圧することはできない」という内容で、「制」の意味は「制圧する」である。6の例の「制」は、『国史大系』では、「フセグ」と読む。ここでは、日本府が新羅を制圧し、進攻を防ぐという内容で、「制」の意味は「制圧

する」である。

7の例は、『国史大系』では、「セム」と読み、意味は「詔を制定する」という意味である。<sup>(10)</sup>ここでは、顕宗天皇が、天皇の位につくという詔を制定したという内容である。8の例の「制」は、『国史大系』で「サダム」と読んでいるように、「制定する」という意味である。ここでは、天皇が礼儀を制定するという内容である。9の例の「制」の意味は、「七色十三階の冠を制定した」という内容で、「制」の意味は「制定する」である。10の例の「制」の意味は、「冠位十九階を制定した」という内容で、「制」の意味は「制定する」である。『国史大系』では、「ツクル」と読む。11の例の「制」は、「僧尼等の威儀や法服の色、馬や従者が巷閭を往来する状を制定した」という内容で、「制」の意味は「制定する」である。

このように、『日本書紀』の動詞「制」字には、「禁止する」「制圧する」「制定する」という意味が認められる。このうち、「制圧する」「制定する」という意味は、中国文献の『漢書』『史記』『文選』に共通して認められる意味であるが、「禁止する」という意味は『文選』にしか認められなかった。『新編日本古典文学全集』の頭注によれば、『広雅』に「制」の意味として、「禁也」とあるようなので、他の中国文献でも「制」を「禁止する」という意味で使うのであろうが、『漢書』『史記』『文選』を見る限り「禁止する」の意味は、中国文献では多用されなかつ

たと言えよう。

また、上代文献には、中国文献の動詞「制」字に見られた「制作する」の意味を表わす使用例は見られなかった。

#### 四 中古の古文書・古記録の動詞「制」字

次に、中古の古文書や古記録を対象に、動詞「制」字の意味を確認する。<sup>(1)</sup> 中古の古文書や古記録には、「禁止する」「制定する」という意味が認められるが、「禁止する」という意味に使われる例が大半を占める。

(1) 「禁止する」という意味

1 去四月所々上日、又可制紅染・深黒事、(貞信公記 天慶九年六月五日)

2 又先日所定下人着手作布事可制之状諸卿申(貞信公記 天慶二年一月十四日)

3 仰事、祭間調童・雑色人等、奉供者数多隨身可制止者、早召官人可被仰者、又見物者車新、同可制也。(御堂関白

記 寛弘元年四月十七日)

4 次定申佛神事違礼・制美服・行約儉事等、子細不記、

(小右記 長保元年七月十一日)

1の例の「制」は、「紅染・深黒のような豪華な染物は禁止とすべきである」という意味である。これは、法律によって、「紅染・深黒」を禁止したということである。2の例の「制」は、「所定の下人が手作の布を着することを禁止する」という内容で、この「制」も法律によって「禁止する」ことをいう。3の例の「制」は、「賀茂の祭の見物については、車を新しくすることは同様に禁止すべきである」という意味である。用例中に、「祭間調童・雑色人等、奉供者数多隨身可制止」とあり、「制」はこの「制止」と同じ意味である。ここでの「制止」とは、制止止めるという意味で、法律によって禁止したことをいう。4の例は、「美服を禁止し、儉約を行うべきである」という内容で「制」の意味は「禁止する」である。

以上、ここで示した「制」の例は、みな、「禁止する」という意味と考えられるが、のちに示す『源氏物語』の「制す」のように口頭で相手の行為を止めるというのではなく、法律を制定することによって「禁止する」ことをいう。

(2) 「制定する」

1 下知刑部省事、近代流罪之時不被行、今度被制此官符如何、但重可尋事也。(小右記嘉祥元年二月十七日)

1の例の「制」は、「刑部省の下知が近代の流罪の時は行われなかったが、この度は還付を制定して行った」という内容で、「制」の意味は「制定する」である。

このように中古の古文書や古記録類では、動詞「制」字の意味としては、「禁止する」が圧倒的に多く、「制定する」の意味の「制」が少し見られる程度である。このような状況は、先に見た中国文献や、日本の上代文献の動詞「制」字の使用状況とは異なり、中国文献では使われていない「禁止する」という意味の「制」が、日本の古文書や古記録では、数多く使われている。

古文書や古記録に頻繁に使われる「禁止する」という意味は、どこに由来するのであろうか。中国の『広雅』に「禁也」とあるにしても、『漢書』『史記』『文選』のような中国の古い文献からの直接的影響のもとに、「禁止する」という意味の「制」が多用されているとは考えにくい。おそらくは、「禁止する」という意味の「制」は、日本独自に成立されたものであろう。先に述べたように、中国文献の「制」の意味は、「制作する」「制定する」の意味と「制御する」「制圧する」の意味に大別された。古文書や古記録類で多用される「禁止する」の意味は、このうち「制御する」「制圧する」の意味をもとに、日本で新たに発生したと考えられる。相手の行為を止めることは、相手の行動を制御することでもあろう。中国文献の「制御する」「制圧する」の

意味の「制」の対象は、敵国の兵や諸侯であったり、自分の国の政治であったり、自分の姿勢であったりと、多岐に亘るが、日本では、対象を相手の行為にほぼ限定させ、相手を制御するという意味、すなわち相手の行為を止めるという意味を際立たせているといえよう。そして、このような古文書や古記録の「禁止する」という意味の「制」は、『源氏物語』の「制す」の意味とも部分的に重なることになる。

## 五 訓点資料の動詞「制」字の訓

ここでは、中国文献で使われた動詞「制」字が、どのように読まれているかということについて確認する。動詞「制」字の訓読の用例の一部を挙げるが、訓点資料での動詞「制」字は、「セイス」のように漢語読みされ、「制」を和語動詞として読むことはまずないことがわかる。

活用語尾としては、サ変動詞の未然形「セ」、連用形「シ」、終止形「ス」、連体形「スル」、已然形「スレ」、命令形「セヨ」が確認できる。また、「制」に去声の声点が差された例や、「制」に音読符が付されたものは、漢語読みとみてよいであろう。

管見に入る限り、動詞「制」字を和語動詞として読んだ資料は、次に示す「大谷大学三教指帰注集」である。ここでは、動詞「制」字を「ツクル」と読む。三教指帰は、和書であり、漢

籍の訓点資料とは異なる訓読がされたのかもしれない。あるいは、和書として、国語文の表記として、「ツクル」という語の漢字表記に「制」が選ばれているとみるべきかもしれない。

1 而ツクル制ツクル真誠也 (65ウ 卷下)<sup>(12)</sup>

次に、去声の声点が差された例や、「制」に音読符が付された例を中心に用例を挙げる。すべて、漢語動詞として読まれた例である。

(1) 「制」に声点が差された例

- 2 故ニ尚ヲ魔ヲ降シ、諸ノ外道ヲ制去ス、(興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝 卷八 144行目)<sup>(13)</sup>
- 3 情平輕猿ス(ノ)「之」逸入輕蹀サカ(上)ヲ制去シテ同右 卷九 406行目
- 4 道、風平輕颺ヘ(ヲ)制去シ同右 卷十 188行目
- 5 初、甚ハナハタユクカナル一泰一に「於」制去セラルヲヤ(右)シテハ(左)、(卷二 57行目 書陵部蔵文選)<sup>(14)</sup>

(2) 音読符が付された例

- 6 北慮、猖シヤウ猖ウ【イ、「シヤウ」一狂平】シテ最「モ」、制音(去)シ難シ(卷三 253行目 神田本白氏文集)<sup>(15)</sup>
- 7 義を以て事を制音シ、礼を以て心を制音シ、(群書治要 卷二 170行目 尚書)<sup>(16)</sup>
- 8 吾レ子を以て上卿と為シテ晋国之政を制音セむ(同右 卷八 278行目 春秋外伝)

(3) サ変動詞の活用語尾

【未然形】

- 9 如来何故ソ汝侍者ト為シテ、制去セ不スシテ女ノ手ヲハ仏身ニ触レ令メムヤ。(三七オ 金剛寺蔵注好選)<sup>(17)</sup>
- 10 非制(ヲ)制去せむとする(トキ)には(右)する(ヲ)以テ(左) (858頁15行目 四分律行事鈔 卷上)<sup>(18)</sup>
- 【運用形】
- 11 鳥ヲ觀テ法(入輕)《を》(ヲ)制去シ、(興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝 卷九 97行目)
- 12 礼を制去シテ其(ノ)性に奉ず。(群書治要 卷六 344行目 春秋左氏伝下)

13 礼を制シて以て地に配す。(同右 卷七 321行目 春秋  
左氏伝下)

14 是(くの)如(き)之等の事、之を制して僣慢するこ  
と勿れ。(417行目 八字文殊儀軌)<sup>(19)</sup>

【終止形】

15 帝釈髑髏制ス。(四二才 金剛寺藏注好選)

16 我寧(ろ)諸(の)比丘に三衣(を)畜すること(を)  
制す可(し)。(四分律 卷四<sup>(16)</sup>20)<sup>(20)</sup>

【連体形】

17 五十年より来、制すること「イ、シ」「角」「スルコト」  
「イ、」「スルコト」「左、シテ」、禁(去(平(セ)不(卷

三 157行目 神田本白氏文集)

18 以て器を制スルトキンハ「者」、其(ノ)象を尚フ。(群

書治要 卷一 420行目 周易)

19 爵を制スルトキンハ、則(チ)民徳を慎(シ)ム。(群

書治要 卷八 45行目 周易)

【已然形】

20 非制にして制すれば、速に正法を滅すべシ。(サシム)

(861頁13行目 四分律行事鈔 卷上)

【命令形】

21 汝シテ明カに制セヨ「之也」。(群書治要 卷二 115行目  
尚書)

六 『源氏物語』の「制す」の意味

『源氏物語』の「制す」は、次に示すように、「制止する」と  
いう意味を表わす。<sup>(21)</sup>この「制止する」という意味は、主体が他  
者を口頭で、その行為を止めるといったような、宮廷生活にお  
ける制止の行為を表わす。

【制止する】

1 「内々に制し<sup>せい</sup>のたまはむに。聞きはべらずは、その罪に、  
ただみづから当たりはべらむ」など、聞こえなほしたま  
へど(賢木 ②149頁4行目)

2 いささかもの言ふをも制<sup>せい</sup>す、なめげなりとても咎<sup>とが</sup>む、  
かしがましようのしりをる顔どもも、夜に入りては、な  
かなか、いますこし掲<sup>けりえん</sup>焉なる灯影<sup>ほかげ</sup>に、猿<sup>さる</sup>楽<sup>がく</sup>がましくわび  
しげに人わろげなるなど、さまざまに、げにいとなべて  
ならず、さまざま<sup>ことごと</sup>異なるわざなりけり。(少女 ③25頁6行  
目)



3 人の御ほどのすこしものものしくなりんに、かたはならず見なして、そのほど心ざしの深さ浅さのおもむきをも見定めて、ゆるすとも、ことさらなるやうにもてなしてこそあらめ、制し諫むとも、一所にては、幼き心のままに、見苦しうこそあらめ、宮もよもあながちに制し、のたまふことあらじ、と思せば、(少女 ③53頁15行目)

4 「小賽、小賽」と祈ふ声ぞ、いと舌疾きや。あな、うたてと思して、御供の人の前駆追ふをも、手かき制したまうて、なほ妻戸の細目なるより、障子の開きあひたるを見入れたまふ。(常夏 ③242頁15行目)

1の例の話し手は右大臣で、聞き手は弘徽殿太后である。「制す」の意味は、「制止する」で、行為の主体は弘徽殿太后で行為の対象は隴月夜の君である。源氏が朱雀帝の尚侍の隴月夜の君と密会しているところを見た父右大臣が、娘弘徽殿女御に密告する場面で、源氏と隴月夜の密会の件を帝に奏上せずに、まずは内々に母親の弘徽殿太后から娘の隴月夜の君に、源氏との密会をやめるよう、隴月夜に制止するよう薦めている。2の例の「制す」の意味も「制止する」である。行為の主体は博士たちで、行為の対象は右大将や民部卿らである。博士たちが得意げになつて、右大将や民部卿の発言を制止するのである。3の例には「制す」が2つあるが、前の「制す」も後の「制す」も、意

味は「制止する」である。前の「制す」の行為の主体は内大臣で、行為の対象は雲居雁である。内大臣が、雲居雁に、夕霧と会うことを制止するという内容である。後の「制す」の行為の主体は大宮で、行為の対象は内大臣である。夕霧が出世した後で、雲居雁と結婚させることを大宮に提言しても、大宮はそれを制止することはないだろうという意味である。4の「制す」も「制止する」という意味である。行為の主体は、内大臣で、対象は前駆である。前駆が、駆払いの声を上げようとしたところを、わが子近江の君に自分の存在を知られたくない内大臣は、手でそれを制止する内容である。

このように、用例に挙げた「制す」の意味はすべて、「制止する」という意味である。ここでは紙面の都合で用例として挙げていないが、他の例の「制す」(8例)の意味もすべて「制止する」である。ほほすべての例が、口頭で他者の行為を留めることを表わす。中には、用例4のように手で制止させる場合もあるが、この例も「手を搔く」動作とともに発言も伴うのである。「夢浮橋 381頁9行目」に「仏の制したまふ方のこと」という例があるが、この例を口頭によるものとしてよいかどうか、判断に迷うが、他の例が、口頭で制止させることを表わしていることから、この例もそれに準ずると考えてよいであろう。なお、制止すべき他者の行為は、恋愛や発言、琴の演奏等、多岐にわたたり、特定の傾向は見出せない。

『源氏物語』の「制す」の意味は、相手の行為を制止するといふ、貴族の宮廷生活に関わる行為を示す。ただし、この「制す」は、公的性も有している。1の例は、「聞きはべらずは、その罪に、ただみづから当たりはべらむ」とあるように、源氏と朧月夜の密会は、右大臣家にとって重大事件であった。したがって、この「制す」は、上位者が下位者に向けられる、強制力の強い行為であった。2の例は、夕霧の字つけの儀式で、博士たちが、民部卿などの出席者の私語を仰々しく咎め立てて、制止する。

この場合、主体の博士と、制止を受ける出席者の立場は大きな差が生じている。3の例は、夕霧と雲居雁の密会を知った父の内大臣が憤慨して、雲居雁に密会を制止させようという内容である。前の「制す」という行為の主体は父の内大臣で、子の雲居雁とは大きな立場の差がある。雲居雁を東宮妃にと望んでいる内大臣にとって、夕霧と雲居雁の密会は重大事件である。3の後の「制す」も、主体が祖母の大宮であり、制止されるのはその子である内大臣たちであるから、立場の差が明確である。4の例は、主体が内大臣で、制止されるのは家臣にあたる前駆たちである。はしたない態度で双六を打つ近江の君に、自分の存在を知られるのは、内大臣にとってたいへん恥ずかしいことであった。

このように、『源氏物語』の「制す」は、宮廷生活の中での「制止」の行為ではあるが、主体と制止される側の間には、きわ

めて大きな隔たりがあり、制止する理由も重大事である。ここに、『源氏物語』の「制す」が存在する意義があるのである。『源氏物語』の「制す」には、古文書や古記録の動詞「制」字の意味のように、文書や法によって禁止するという意味はない。しかしながら、文書や法によらない、宮廷生活の場における口頭での制止であっても、「制す」の強制力は強く、公的性質をもつ行為を表すと考えられるのである。

## 七 お わ り に

以上、動詞「制」字の意味について、『漢書』『史記』『文選』といったような中国の古代文献の意味と、日本の上代文献の『古事記』『日本書紀』の意味とを比較し、さらには、上代に引き続き、中古の古文書や古記録の動詞「制」字の意味とも比較した。そして、調点資料における、動詞「制」字の読みを検討し、さらに、『源氏物語』の「制す」の意味を確認した。

検討した結果、日本の上代文献の動詞「制」字の意味は、『漢書』『史記』『文選』といったような中国文献の動詞「制」字の意味と、ほぼ同じであることが確認された。ただし、意味としては「制作する」という意味では使われないなど、中国文献の「制」の方が広く、日本の文献の「制」の意味の方が狭い。

古文書や古記録の動詞「制」字は、「禁止する」という意味に

ほぼ限定されている。この「禁止する」という意味には、日本の独自性が認められるが、中国文献の動詞「制」字の「制御する」「制圧する」という意味から生じたものであろう。この点で、中国文献の「制」と日本文献の「制」は、通じているのである。

また、訓点資料の動詞「制」字の読みを確かめると、すべて漢語動詞として読んでいた。これは、例えば「制作する」なら「ツクル」、「制定する」なら「サダム」といったように、動詞「制」字を、その意味の違いによって読み分けるのではなく、動詞「制」字は、その意味に関わりなく、一元的に漢語動詞で読むという意識が加点者にあつたことを示す。おそらくは、その背景に、漢語動詞「制す」が、国語文や会話の中で、広く使われていたことによるのであろう。その点では、古文書や古記録の動詞「制」字も、漢語動詞として読んでいたのではないかと想像できるのである。

『源氏物語』の「制す」については、先に述べたように、口頭で相手の行為を「制止する」という意味であつて、古文書や古記録の動詞「制」字の意味とは異なり、また中国文献のそれとも異なる独自の意味を表す。ただし、宮廷生活の一場面での口頭による「制止」の行為であるにしても、主体と制止される側には、明らかな立場の差が存し、公的性の強い語であつたと考えられる。この点では、古文書や古記録の法に基づく「禁止」を表す動詞「制」字と、意味に大きな隔たりはないといえるの

である。『源氏物語』の「制す」が公的性と関わるといふ点では、漢語の特性が発揮されており、漢語「制す」の存在意義があつたのである。

「制」は、本来、法律によって、相手の行動を「制御する」とを表わす。「制圧する」という意味は、敵国の人民や諸侯を制御し、支配することである。「制作する」という意味は、物の形を制御し、形を変えてしまうことである。このように、「制」には、対象者や対象物を思うままに「制御する」という意味がある。そして、この、相手を力で制御するという意味は、『源氏物語』の「制す」にも認められる。「制す」は、単に、口頭で相手の行動を押しとどめるのではなく、押しとどめる側と押しとどめられる側の、支配と被支配の関係が歴然として存し、基本的に被支配者は、それに諍うことはできない。そのような強い意味を、実は、『源氏物語』の「制す」は持っているのであり、そこに、「トドム」といったような類義の和語動詞にはない漢語「制す」の表現上の価値が認められるのである。

注

(1) 本稿では、「制す」の語幹を形成する「制」を、動詞「制」字と表記した。ただし、「制」字の読みが分からないので、動詞「制」字が漢語動詞の語幹ではない場合も存する。「制」の読みについては、訓点資料を研究の対象に加えることにより、可能な限り解決を図る。

(2) 白川静著 二〇〇七年 平凡社 511頁～512頁

- (3) 「漢書」の例は、『和刻本正史3・4』（汲古書院 一九七三）によったが、返り点や振り仮名は省いた。
- (4) 本文は、『新釈漢文大系』（明治書院 一九七三―二〇一四）によったが、返り点や振り仮名は省いた。
- (5) 本文は、『新釈漢文大系』（明治書院 一九六三―二〇〇一）によったが、返り点や振り仮名は省いた。
- (6) 本文は、『古事記 祝詞』（『日本古典文学大系』倉野憲司他校注 岩波書店 昭和33年）によったが、返り点や振り仮名は省いた。
- (7) 『古事記總索引』（高木市之助 富山民藏編 平凡社 一九七四）を使用した。
- (8) 『日本書紀』の用例検索は、『日本書紀総索引 漢字語彙篇』〔3版〕（中村啓信編 角川書店 一九七八）を使って行い、本文は、『新編日本古典文学全集』（小島憲之他校注・訳 小学館 一九九四―一九九八）によったが、返り点や振り仮名は省いた。
- (9) 『新編日本古典文学全集』の頭注では、「この制は、禁制の「制」で、ある行為を禁止する意。『広雅』 釈詁に「制、禁也」、また『新撰字鏡』に「制、止也」とある。その禁止の内容は、「備口女……預ること得じ」である。」とある。
- (10) 『新編日本古典文学全集』の頭注では、「制可」の熟語もあるように、「制」は天子の詔、「詔して可と曰ふ」の意。『後漢書』順帝紀に「制シテ曰ク、可ナリ、乃チ公卿百寮ヲ召ス、」即皇帝位」とある。」とある。
- (11) 用例検索には、東京大学史料編纂所のデータベースを使用し、本文は、『大日本古記録』（東京大学史料編纂所編）により確認した。
- (12) 『三教指帰注集の研究』（大谷大学 一九九二年）所収の写真による。
- (13) 本文は『興福寺本大慈恩寺三藏法師傳古點の国語学的研究』築島裕著 東京大学出版会 一九六五―一九六七）によった。
- (14) 本文は、「文選第二宮内庁書陵部蔵「管見記」紙背影印・翻刻」（山崎誠 『鎌倉時代語研究』第七輯 鎌倉時代語研究会編 武蔵野書院 一九八四年）によった。
- (15) 本文は、『神田本白氏文集の研究』（太田次男 小林芳規著 勉誠社 一九八二年）によった。
- (16) 『宮内庁書陵部蔵本群書治要経部語彙索引』（小林芳規 他編 汲古書院 一九九六年）によって検索し、本文は、『群書治要 一』（尾崎康 小林芳規共解題 汲古書院 一九八九年）によった。
- (17) 『金剛寺蔵 注好撰』（和泉書院影印叢書12 後藤昭雄編 一九八八年）
- (18) 『古点本の国語学的研究』（中田祝夫 「第二部（四） 松田福一郎氏所蔵四分律行事鈔の古訓点について 訳文篇」（勉誠社 一九七九年）による。
- (19) 『広島大学蔵八字文殊儀軌古点―本文・校異・訳文―』（訓点語と訓点資料」第三十九輯 一九六八年）
- (20) 『石山寺本四分律古点の国語学的研究』（大坪併治 二〇〇一年 494頁）
- (21) 『源氏物語』の用例検索は、『源氏物語大成』（池田亀鑑編著 中央公論社 一九五三）を使用した。本文は『新編日本古典文学全集』（小学館）によった。